

## 病院敷地内及び周辺の全面禁煙のお知らせ

当院では平成29年11月1日より病院敷地内及び病院周辺を健康増進法による「健康増進区域」と定め区域内の全面禁煙を実施し快適な療養環境をつくることになりました。

職員、病院関係者はもとより入院患者さん、外来患者さん、面会にこられるご家族さまなどすべての方を対象に全面禁煙をしていただくこととなります。

現在、入院患者さんを対象に「たばこが健康に及ぼす悪影響について正しい知識の普及啓発を「禁煙教育」として繰り返し行っておりますが、この全面禁煙につきましてはご家族さまの協力なくして成功はありません。

何卒この趣旨をご理解いただきご協力を賜りたくお願いいたします。

また、病院周辺での路上喫煙は近隣住民の皆様へのご迷惑となりますのであわせてご遠慮いただきますようお願いいたします。

平成29年9月19日

医療法人岩屋会 岩屋病院院長